

## 伊勢原市水泳協会規約

### (名 称)

第1条 本会は、伊勢原市水泳協会（以下「協会」という）と称する。

### (所在地)

第2条 協会の所在地を、会長宅に置く。

### (目 的)

第3条 協会は、伊勢原市で活動する水泳愛好者の親睦を図るとともに、生涯にわたり水泳に親しむことができるように、伊勢原市における水泳の普及発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 水泳大会並びに講習会の開催
- (2) 各種水泳大会への参加並びに練習会の開催
- (3) 水泳の普及並びに発展のための事業
- (4) 水泳に関する団体並びに水泳愛好者相互の親睦
- (5) 市及び水泳関係団体との連絡交渉と協力
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

### (組 織)

第5条 協会は、伊勢原市で活動する水泳愛好者並びに水泳団体及びその関係者をもって組織する。

第6条 協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 名誉会員 協会に功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

### (入 会)

第7条 協会の正会員として入会しようとする者は、所定の手続きの上、理事会の承認を得なければならない。

### (退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事会に届け出なければならない。

2 会員が協会の名誉を著しく毀損したとき、または、会員として不適当と認められるときは、理事会の議決を経て退会させることができる。

### (役員の種類及び選任)

第9条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1名
- (5) 会 計 1名
- (6) 理 事（理事長、書記及び会計を含む。）若干名
- (7) 監 事 2名

2 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長、副理事長及び会計は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 指導員は、水泳に関する公認資格を取得している会員の中から、理事会において選任する。

(役員職務)

第10条 会長は、協会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事長は、理事会を代表し、協会の業務を掌理する。

4 副理事長は、理事長を補佐する。

5 会計は、協会の会計事務を掌理する。

6 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

7 監事は、協会の業務及び会計を監査する。

8 指導員は、指導員会を構成し、水泳技術に関する資料の調査研究及び指導助言をする。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 前項第2号の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第13条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(会議)

第14条 協会の会議は、総会、理事会とする。

(会議の成立)

第15条 総会及び理事会の会議は、構成人員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の2分の1以上の同意を得て決する。

(総会)

第16条 総会は、会長が招集し、協会の最高議決機関として、次の事項を議決する。

(1) 規約の制定及び改廃。

(2) 役員を選任

(3) 予算の決定及び決算の承認。

(4) 事業計画の決定及び事業報告の承認

(5) その他、協会の運営に関し重要な事項

2 総会は、正会員で構成し、毎年1回定期に開催する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の3分の2以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事が必要と認め会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

4 総会の議長は、その総会において出席した正会員（役員を除く。）のうちから選任する。

(理事会)

第17条 理事会は、この規約に規定するもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (2) 総会に付議すべき事項。
- (3) その他総会の議決を要しない協会の業務の執行に関する事項。

2 理事会は、理事長が招集し、議長を努める。

3 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(会計)

第18条 協会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 会費及び補助金
- (2) 事業に伴う収入及びその他の収入

(会費)

第19条 協会の会費及び入会金は、総会でこれを定める。

(事業年度)

第20条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第21条 協会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに担当役員が作成し、総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第22条 協会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに担当役員が事業報告書及び収支決算書として作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後速やかに総会の承認を得なければならない。

(運営規則)

第23条 本規約の施行に関し、本会の運営に必要な事項は、理事会で別に定めることができる。

附 則

この規約は、昭和55年4月1日から施行する。

平成24年12月 一部改正

平成29年 5月 一部改正